

2020年4月3日

関係者各位

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

理事長 近藤達也

COVID-19 感染症拡大に伴う対応についての基本方針

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN（以下「MEJ」という。）では、今般の COVID-19（新型コロナウイルス）の感染又は拡大の防止に関し、以下のとおり基本方針を定め、職員に徹底致しましたので、お知らせ致します。

関係者各位にもご不便をおかけ致しますが、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. COVID-19 感染症対策の基本方針

- 1) MEJ は、COVID-19 の特性を理解したうえ、最悪の事態を想定して対応する。
- 2) MEJ は、企業会員、フォーラム会員、JIH 病院及び関係官庁等の関係者各位、並びに職員の感染リスクを低減するとともに、安全の確保を最優先に考えた対策を行う。
- 3) MEJ は、感染状況の改善が見通せるまでは、上記2)を踏まえた上で、MEJ のミッションステートメントに基づいて業務の優先順位を明確にし、合理的な範囲で業務遂行を行う。

2. 対策

1) 勤務形態について

- ① 在宅勤務を原則とする。
- ② やむを得ず出勤する場合は、原則前日までに出勤申請決裁を得た上で、必要最小限の人数で業務を行い、混雑時間帯を避けた通勤を心掛ける（時差通勤制度の活用）。
- ③ 事業継続に向けて、情報共有の徹底と相互バックアップを可能にするなど、罹患者発生にも備えとして、これまで以上に慎重な業務遂行をする。

2) 訪問（出張）・来社対応・会議について

- ① 社内外における打合せは、原則 Web 会議システムを利用して行う。
- ② 首都圏外への上出張は、原則禁止する。
- ③ 既に約束している訪問先については、原則 Web 会議等への移行を促すこと。

3) イベント等の開催について

- ① MEJ 主催のイベント等は、原則延期する。
- ② 外部主催の会議その他の会合への出席は、原則自粛する。

4) その他

- ① 日頃より手洗いや咳エチケットを徹底すること。
- ② 休日の過ごし方にも注意をし、外出を自粛するなど感染予防に努めること。
- ③ 発熱等の風邪症状が発生した場合、出社前に上長へ状況を連絡し、相互に協議の上、休暇取得による自宅療養等を行うなど感染対策に努めること。
- ④ 厚生労働省が示す「新型コロナウイルス感染の疑いがある場合」に該当するときは、上長に連絡したうえで、「帰国者・接触者相談センター」に相談をし、適切なアドバイスを受け、その指示に従うこと。なお、症状が検査基準に該当せず、検査を受けられない場合は、理事長に相談して、その指示に従うこと。
- ⑤ COVID-19 に感染した場合、行政又は医師の指示に従うこと。
- ⑥ 新たな行政からの指示が出た場合は、それに従うこと。

5) 適用期間

この方針は、2020年4月4日から4月30日まで適用する。4月2日現在の状態から大きく改善が見えない場合は、1か月単位で延長する。

以上